

# 補助事業期間と事業実施スケジュール



# 補助事業期間

## 事業開始日

交付決定日を事業開始日とします。

※契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行ってください。

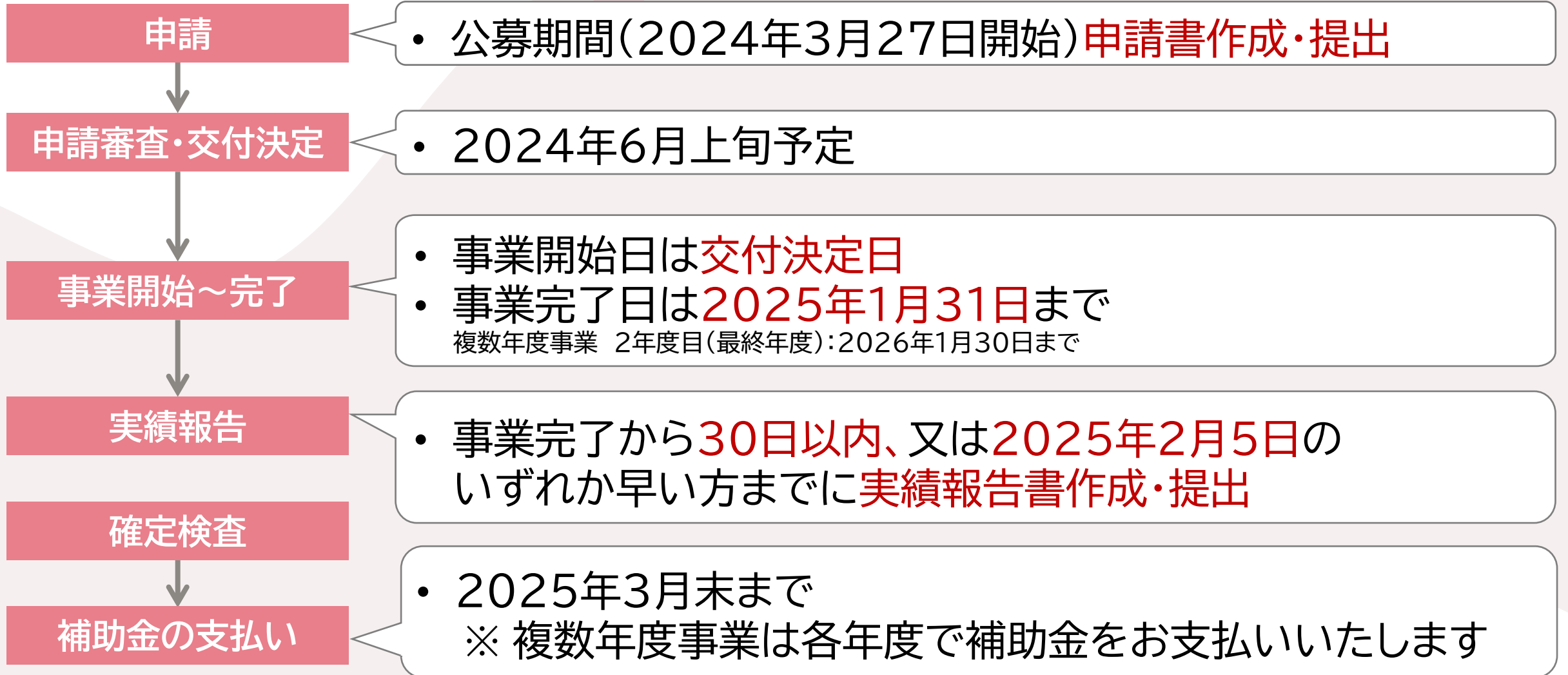
## 事業完了日

導入された設備を検収の上、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とします。

補助事業は、原則2025年1月31日(金)までに完了させてください。

- 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合があります。事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡してください。
- 原則、既存設備は事業完了日までに撤去すること。ただし、一定期間、既存設備を並行稼働させる必要がある等のやむを得ない事情がある場合、事前にSIIに相談のうえで、交付申請時に理由書を提出すること。

# 事業実施スケジュール(1次公募)



# 事業実施スケジュール(1次公募)

申請

- 公募期間(2024年3月27日開始)申請書作成・提出

申請審査・交付決定

- 2024年6月上旬予定

事業開始～完了

- 事業開始日は交付決定日
- 事業完了日は2025年1月31日まで  
複数年度事業 2年度目(最終年度):2026年1月30日まで

実績報告

- 事業完了から30日以内、又は2025年2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出

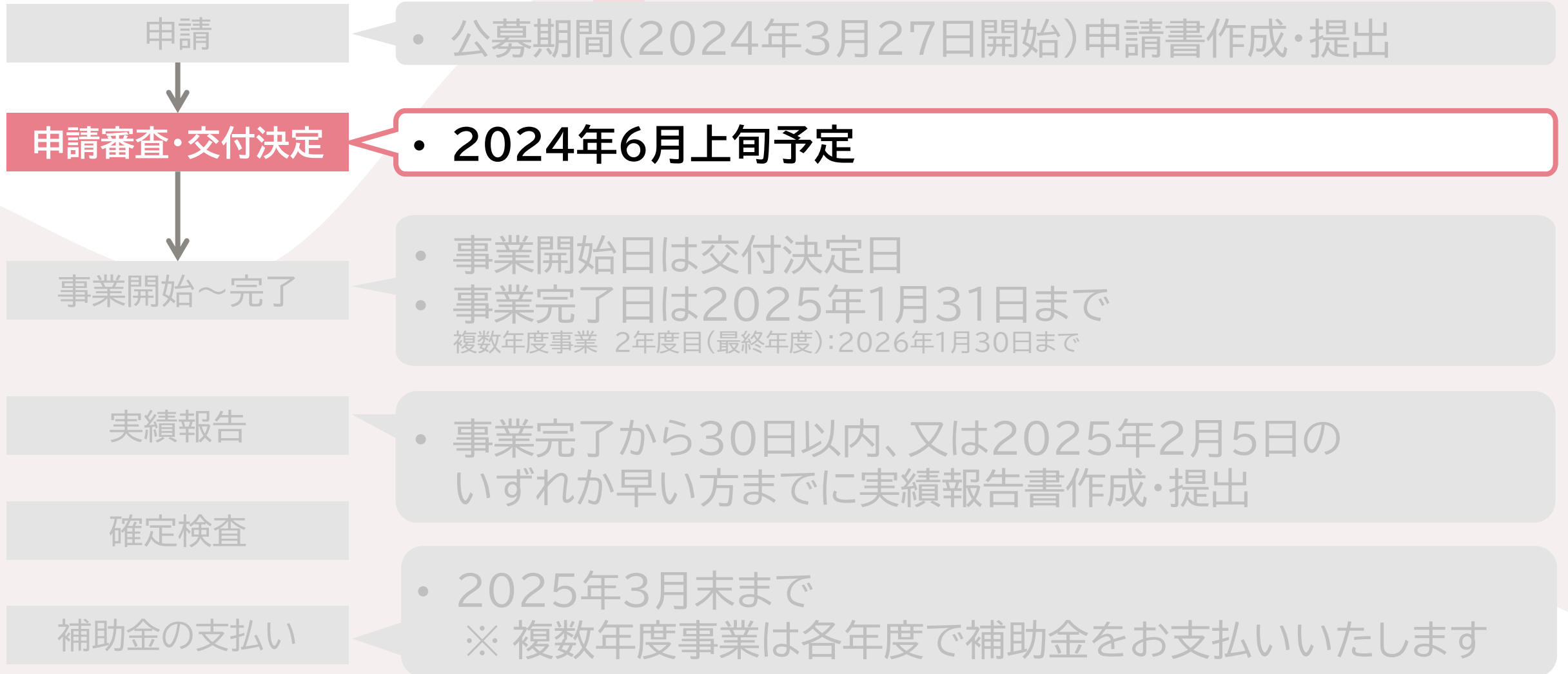
確定検査

補助金の支払い

- 2025年3月末まで  
※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください

# 事業実施スケジュール(1次公募)



# 事業実施スケジュール(1次公募)

申請

- 公募期間(2024年3月27日開始)申請書作成・提出

申請審査・交付決定

- 2024年6月上旬予定

事業開始～完了

- **事業開始日は交付決定日**
- **事業完了日は2025年1月31日まで**  
複数年度事業 2年度目(最終年度):2026年1月30日まで

実績報告

- 事業完了から30日以内、又は2025年2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出

確定検査

補助金の支払い

- 2025年3月末まで  
※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

# 事業実施スケジュール(1次公募)

申請

- 公募期間(2024年3月27日開始)申請書作成・提出

申請審査・交付決定

- 2024年6月上旬予定

事業開始～完了

- 事業開始日は交付決定日
- 事業完了日は2025年1月31日まで  
複数年度事業 2年度目(最終年度):2026年1月30日まで

実績報告

- **事業完了から30日以内、又は2025年2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出**

確定検査

- 2025年3月末まで  
※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

補助金の支払い

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください

# 事業実施スケジュール(1次公募)

申請

- 公募期間(2024年3月27日開始)申請書作成・提出

申請審査・交付決定

- 2024年6月上旬予定

事業開始～完了

- 事業開始日は交付決定日
- 事業完了日は2025年1月31日まで  
複数年度事業 2年度目(最終年度):2026年1月30日まで

実績報告

- 事業完了から30日以内、又は2025年2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出

確定検査



補助金の支払い

- **2025年3月末まで**  
※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください



# 各区分の概要



## 設備単位型①

SIIが定める基準値を満たす省エネルギー性能を有し、SIIホームページで公表する以下設備区分に該当するものが対象です。

### (c)指定設備の設備区分

- ・高効率空調(業務・産業用エアコン等)
- ・産業ヒートポンプ
- ・業務用給湯器
- ・高性能ボイラ
- ・高効率コージェネレーション
- ・低炭素工業炉
- ・変圧器
- ・冷凍冷蔵設備
- ・産業用モータ
- ・制御機能付きLED照明器具
- ・工作機械
- ・プラスチック加工機械
- ・プレス機械
- ・印刷機械
- ・ダイカストマシン

上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

➤ その他の設備要件は以下の通りです。

- 国内で既に事業活動を営んでおり、エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新すること
- 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする
- 既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図ること
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品ではないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

## エネルギー需要最適化型

SIIが定める要件を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものが対象です。

➤ (d)EMS機器の主なシステム要件は以下の通りです。

### エネルギーの計測について

- 見える化機能の実現及び、エネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること
- 更新設備及び受電電力量の計測は必須とする
- ガス・石油等は計測を行わず、1ヶ月以内の検針票値入力でも可とする

### データ保存

- SIIが指定するフォーマットで3年間のデータ登録を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること

➤ その他要件は公募要領をご確認ください。

## IV エネルギー需要最適化型を含む場合の留意点

- エネルギー需要最適化型を含め申請をする場合は、以下に留意してください。
  - 補助事業者はエネマネ事業者との間で、エネルギー管理支援サービス契約を締結すること
  - 補助事業者はエネマネ事業者へ交付申請、実績報告、成果報告等に係る手続きの依頼が可能  
但し、補助事業者は必ずエネマネ事業者と情報共有し、両者が必ず同じ認識のもと手続きを行うこと
  - 補助事業者は、導入したEMSを活用し、省エネルギー計画の達成に努めること
  - エネルギー管理支援サービス契約が終了するまでに補助事業者自らがEMS機能を活用できるようになること
  - 補助事業の完了後も、エネルギー管理支援サービス契約期間中は、契約に基づき、エネマネ事業者より、省エネ診断等による運用改善提案を受け、更なる省エネルギー事業を実施すること

# 交付申請以降の流れ



# 交付申請の手順

公募要領の確認

- 公募要領や各種手引き、補足資料等の内容を確認

計画立案・書類作成

- 実施事業の計画を立案、申請書類の作成

アカウントの登録

- SIIホームページからアカウント登録

ポータルにログイン

- メールで通知されたURLより、補助事業ポータルにログインする

ポータルに入力

- 申請に必要な情報を補助事業ポータルに入力

書類の出力

- 入力した情報を確認の上、書類作成機能から申請書類を出力
  - ※ 自由書式の書類は別途作成してください。
  - ※ 添付書類を取り揃えてください。
  - ※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るため、ご注意ください。

書類の郵送

- 必要書類を確認し、ファイリングして郵送

# 申請にあたっての留意点

## 書類の提出

書類一式をファイリングして提出してください。

※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

## 見積書について

見積書は(c)指定設備、(d)EMS機器の補助対象設備ごとに取得し、補助対象経費の内訳を設計費、設備費、工事費に分けて作成してください。

## 写し(コピー)を提出する場合について

コピーは片面コピーとして、書類の文字等がはっきりと読み取れることを確認のうえ、提出してください。

## 提出書類について

審査において不備があった場合は後日連絡します。

提出前に**全てのページの写し**をとり、事業者にて必ず保管してください。



**公募要領、手引き等をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出してください。**



# 審査について①

▶ 審査項目、評価項目は以下の通りです。

## 審査項目

- 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること
- 補助事業の全体計画の確実性、継続性が十分であると見込まれること
- 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること

## 評価項目

- 計画省エネルギー量
- 計画省エネルギー率
- 経費当たり計画省エネルギー量  
(補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量)

## 審査について②

### 評価項目(続き)

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された事業、  
または、同法に基づき経営革新計画の認定を受けた企業が実施する省エネルギー事業
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業  
※ 企業体が大企業の場合は除く。
- 中小企業者等の省エネルギー事業
- 2020年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業

➤ 詳細は公募要領をご確認ください

## 交付決定について

- 採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。
- 採択事業者に対し、交付決定の通知をします。  
また、SIIのホームページ上でも公表します。
- 交付決定に併せて、事務取扱説明書をご案内しますので、  
交付決定後は、事務取扱説明書に従って、事業を実施してください。

# 補助事業の実施

## 補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は、交付決定後に行うこと
- 契約・発注を行う補助対象設備は、交付決定を受けた補助対象設備と原則同一の設備とすること。
- 当該補助対象設備の契約・発注は、交付申請時に競争見積を取得した販売事業者と行うこと。

## 中間報告

- 別途定める期日までに①着工前写真の提出、②補助金振込口座の登録をすること

# 実績報告及び補助金の確定

## 補助事業の完了

- 補助対象事業者が導入した補助対象設備等を検収のうえ、補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって完了とします。
- 原則、2025年1月31日(水)までに補助事業を完了させてください。  
※ 複数年度事業は、初年度3月末までに、必要な補助対象経費を報告すること。  
2年度目(最終年度)は、2026年1月30日(金)までに補助事業を完了させること。

## 実績報告及び補助金の確定

- 事業完了日から30日以内又は2025年2月5日(水)のいずれか早い日までに、  
補助事業の実施体制に関する資料含め全ての書類を揃えて、SIIに提出してください。  
➤ SIIにて実績報告を受理した後、書類検査を行い、補助金額を確定します。  
(一部の事業については現地調査を行います)

# その他の注意事項

## 交付申請後の変更等

交付申請を行った後、代表者・事業者名・住所が変わる場合は速やかにSIIに変更届を提出してください。

## 取得財産等の管理

本事業により導入した設備は交付規程で定める取得財産等管理台帳にて管理し、処分制限期間の間、継続的に事業で使用していただくことが前提です。

万が一処分制限期間内に設備の売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄等、処分を行う場合は、予めSIIの承認を受ける必要があるため、速やかにご連絡ください。

## 補助金適正化法の違反等

補助事業者による事業内容の虚偽申請や補助金等の重複受給、その他不正な手段で補助金を受給した場合は、交付決定の取消し、事業者名の公表、その他の罰則が科せられることがあります。

公募要領、交付規程及び各手引きをよく読み、間違いのないよう手続きを行ってください。

# お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

事業区分別にお問い合わせ先が異なります。

電話番号

(Ⅲ)設備単位型

※IP電話からのお問合せ

**0570-057-025**

**042-204-0989**

(Ⅳ)エネルギー需要最適化型

**03-5565-4463**

受付時間

10時～12時、13時～17時まで  
(土日祝日を除く)

ホームページ

<http://sii.or.jp/>

